

# ご注意ください！

## 消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号（わ）■■■ 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年■月■日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関■■■■■■■■■■

取り下げ等のお問合わせ窓口 03-■■■■■■■■■■

受付時間 9:00～20:00（日、祝日を除く）

## 架空請求はがき

## 総合消費料金未納分訴訟最終通知書

管理番号(わ)■■■

この度、貴方の未納されました総合消費料金について、契約会社及び、運営会社から、訴状申し入れされたことを本状にて報告いたします。

下記に設けられた、裁判取り下げ最終期日までにご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判日程を決定する呼出状が発行され、記載期日に指定の裁判所へ出廷となります。

尚、裁判を欠席されると相手方の言い分通りの判決が出され、執行官立会いのもと、あなたの給料、財産の差し押さえ等の恐れがございますので、十分ご注意ください。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当センターにて承っておりますので、下記窓口へお問い合わせください。

尚、個人情報保護の為、ご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

取り下げ最終期日 平成30年■月■日

民事訴訟管理センター

東京都千代田区霞が関■■■■■■■■■■

消費者相談窓口 03-■■■■■■■■■■

受付時間9:00～18:00(日・祝日を除く)

このはがきに **アレ?** と思ったら **188 番**※!

※消費者ホットライン188番は、最寄りの消費生活相談窓口を御案内します。

### 【3つの特徴】

- ①給与差し押さえなど不安をあおる
- ②「プライバシー保護」をうたい相談させない
- ③「〇〇センター」などの公的機関を名乗る

全部

嘘!



消費者啓発キャラクター  
かしこい先生

相手に **連絡しない!**

**お金を支払わない!**